

武豊町クーリングシェルター指定要領

1 趣旨

気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「適応法」という。）第21条第1項の規定により、市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、クーリングシェルターを指定することができることとされました。冷房設備が整っている場所をあらかじめクーリングシェルターとして指定することで、適応法第19条第1項に規定する熱中症特別警戒情報発表時に開放し、高齢者や諸事情でエアコンを使用できない方々が冷房の効いた空間で過ごすことができるよう、環境を整備します。

2 指定に伴うクーリングシェルター開放期間

原則、環境省及び気象庁における熱中症特別警戒情報運用期間とします。

ただし、各施設の運営状況に応じて、施設ごとに開放期間を限定することができます。

3 対象施設等

(1) 対象となる施設

定期的にメンテナンスされている冷房設備が設置されており、町民が滞在することが可能な空間が適切に確保されている公共施設や民間施設を対象とします。

(2) 施設の要件

次の全ての要件を備える施設とします。ただし、休館日等においては要件を満たす必要はありません。

ア 午前10時から午後5時まで涼しく快適に過ごせる場所であること

イ 誰もが出入りでき、利用することができる場所であること

ウ 休憩用の椅子、ソファ等があること

エ 事業の実施に係るポスター等を掲示できる場所であること

4 民間事業者による応募

クーリングシェルターの指定を受けようとする民間事業者は、応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法によって、環境課まで提出するものとします。

5 指定等

(1) 指定

ア 公共施設

町長は、必要な施設について指定します。

イ 民間施設

町長は、民間事業者からの応募に基づき、3(2)の要件を満たすと認めるときは、クーリングシェルターとして指定します。

(2) 調査

町長は、事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、指定を受けようとする者及び指定を受けた者に対して調査等の協力を求める場合があります。

(3) 協定の締結

適応法第21条第3項の規定に基づき、民間施設がクーリングシエルの指定を受けようとする場合は、町と当該民間施設との間で協定を締結します。

(4) 公表

適応法第21条第4項の規定に基づき、町長は、必要な事項を公表します。

(5) その他

町長は、公序良俗に反する、本事業の趣旨に適さない等不相当と認める場合は、クーリングシエルとして指定しないこと又は指定を取り消すことがあります。